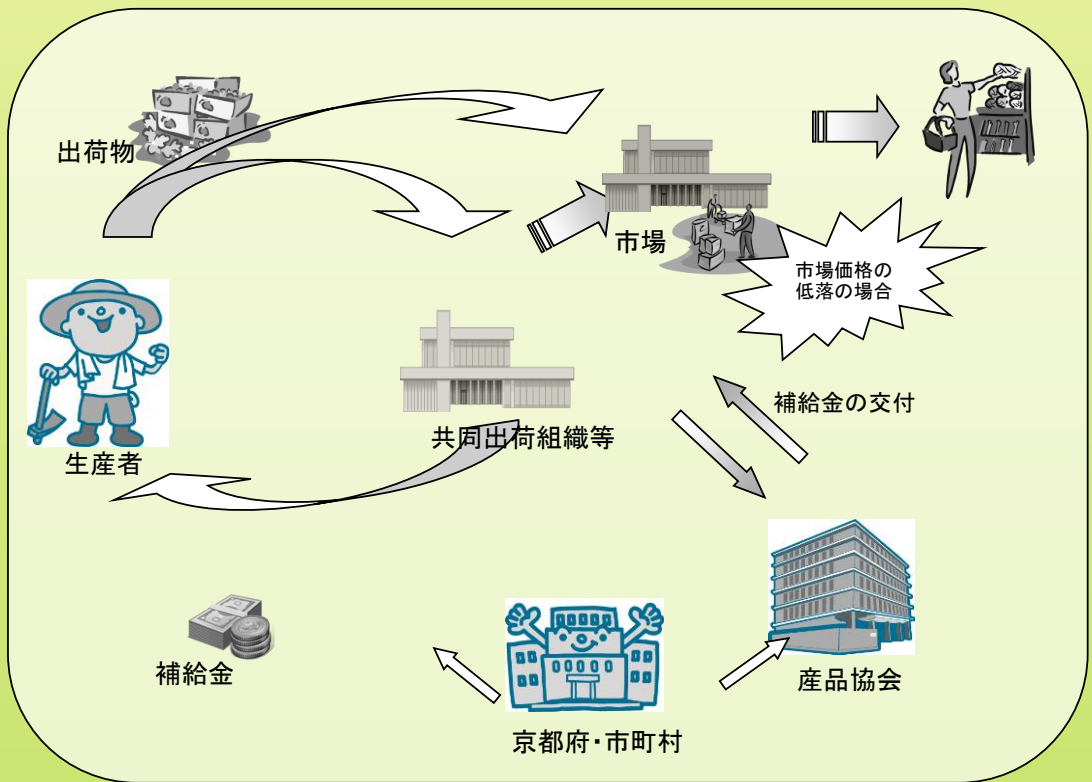


特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

特定野菜等の価格が著しく低落した場合に、生産者に補給金を交付し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度です。

制度のしくみ



公益社団法人京のふるさと産品協会

対象となる品目

指定野菜事業(野菜14品目 ____現在の京都府対象品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、ほうれんそう、レタス、たまねぎ、ばれいしょ

特定野菜事業(野菜29品目 ____現在の京都府対象品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ(乾燥したものを除く)、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く)、やまのいも、れんこん

加入要件

指定野菜事業

おおむね10ha以上
(果菜類はおおむね5ha以上)

作付面積

相当規模生産者は…
おおむね2ha以上

特定野菜事業

おおむね5ha以上
(こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みつば等はおおむね3ha以上)

相当規模生産者は…
おおむね1.5ha以上

出荷割合

おおむね2分の1以上

おおむね3分の2以上

相当規模生産者とは…対象産地において、対象野菜を要件の面積以上、生産している生産者。

負担割合

指定野菜事業

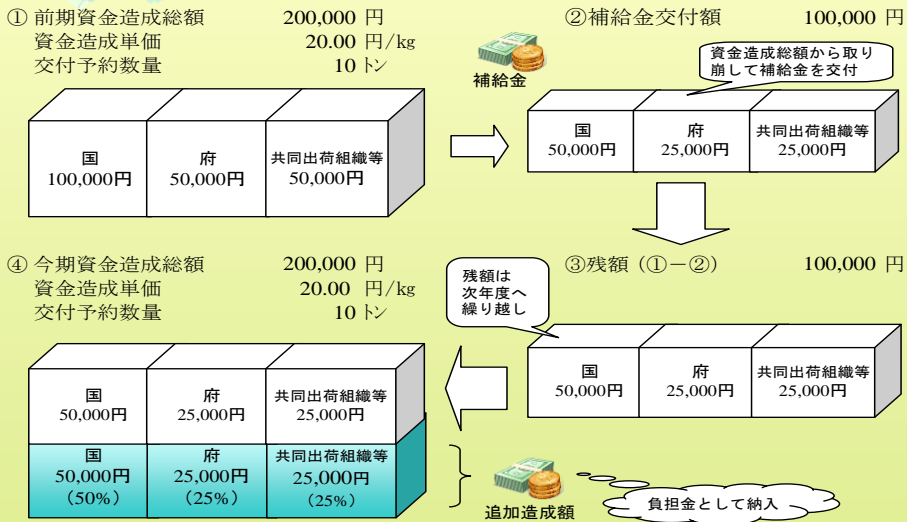
1/2(国)・1/4(府)・1/4(生産者等)

特定野菜事業

1/3(国)・1/3(府)・1/3(生産者等)

※ただしブロッコリー、かぼちゃ、スイートコーンは
1/2(国)・1/4(府)・1/4(生産者等)

資金造成のしくみ

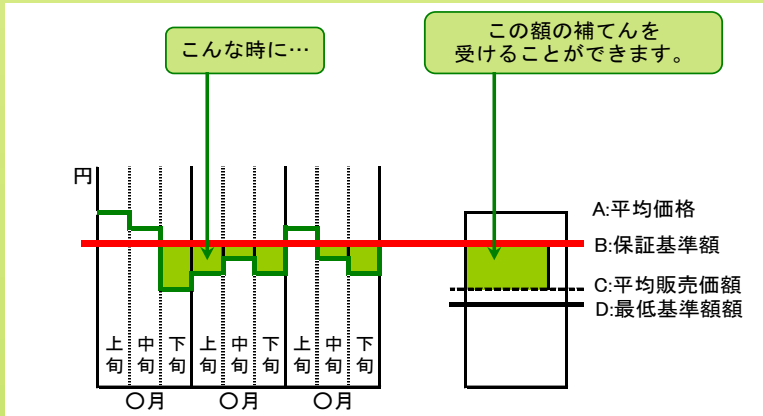


【資金造成額の算出】

$$\text{資金造成額} = \text{交付予約数量}[\text{kg}] \times \text{資金造成単価}[\text{円/kg}]$$

補給金交付のしくみ

対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、資金を取り崩し、国の補助金を加えて、生産者に対し価格差補給金として交付します。



例: a産地 夏秋なす7/1-9/30 保証基準額199.50円 最低基準額133.03円

	規格品		旬別平均販売価額 (円/kg)
	数量(kg)	販売額(円)	
7月上旬	50,000	15,000,000	300.00
中旬	40,000	8,000,000	200.00
下旬	45,000	8,100,000	180.00
8月上旬	40,000	7,800,000	195.00
中旬			
下旬			

← 交付対象

【補給交付金の算定】

$$\text{価格差補給交付金単価} \{ (\text{保証基準額} - \text{旬別平均販売価額}) \times 8/10 (\text{補てん率}) \} \times \text{交付対象数量} \\ (\text{四捨五入により「銭」単位まで})$$

$$7\text{月下旬の価格差補給金交付額} = \{ (199.50 - 180.00) \times 8/10 \} \times 45,000\text{kg} = 702,000 \text{ 円}$$

a. 平均価格[円/kg]

過去6年間の市場価格を卸売物価指数で修正した価格の平均。

b. 保証基準額[円/kg]

特定野菜事業では平均価格の80%。指定野菜事業では平均価格の90%。
(実施要領第3の3の(6)により農林水産省生産局長が定める。)

c. 最低基準額 [円/kg]

特定野菜事業では標準的には平均価格の55%。指定野菜事業では平均価格の60%。
(実施要領第3の3の(6)により農林水産省生産局長が定める。)

d. 資金造成単価[円/kg]

補給金交付のためにあらかじめ積み立てる資金の単価。
(実施要領第3の3の(6)により農林水産省生産局長が定める。)
資金造成単価 = (保証基準額 - 最低基準額) × 0.8

e. 旬別平均販売価額[円/kg]

業務区分別の販売実績から旬ごとに集計し、算出。

$$\text{旬別平均販売価額[円/kg]} = \frac{\text{出荷販売金額[円]}}{\text{出荷実績数量[kg]}}$$

旬別とは…月の1日～10日を上旬、11日～20日を中旬、21日～31日を下旬として3旬に分けている。

f. 価格差補給交付金単価[円/kg]

価格差補給交付金単価 = (保証基準額 - 旬別平均販売価額) × 8/10 (補てん率)

※旬別平均販売価額が最低基準額を下回る場合は…

価格差補給交付金単価 = (保証基準額 - 最低基準額) × 8/10 (補てん率)

g. 交付対象数量

補給交付金の交付の対象となる出荷数量。旬別に求め、その合計となる。その旬別出荷数量の合計が交付予約数量を上回る場合には、交付予約数量が交付対象数量となる。